

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会
第 79 回制度検討作業部会

日時 令和 5 年 5 月 25 日 (木) 9 : 02 ~ 11 : 21

場所 対面 オンライン開催

1. 開会

○事務局

準備が整いましたので、ただいまから、総合資源エネルギー調査会、電力・ガス事業分科会、電力・ガス基本政策小委員会、第 79 回制度検討作業部会を開催します。

委員、オブザーバーの皆様方におかれましては、朝早くからご多忙のところご参加いただき、ありがとうございます。

なお、武田委員におかれましては 10 時 30 分頃からのご出席、小宮山委員におかれましては 10 時 15 分頃までのご出席、男澤委員におかれましては 11 時までのご出席となります。

また、今回から、対面とウェブでのハイブリッド開催となります。

それでは、早速ですが、議事に入りたいと思いますので、以降の議事進行は大橋座長にお願いします。

2. 説明・自由討議

- (1) 容量市場について
- (2) 予備電源について
- (3) ベースロード市場について
- (4) 非化石価値取引について

○大橋座長

皆さん、おはようございます。本日も朝早くからご参集いただきまして、ありがとうございます。

本日、議題、四つございます。容量市場について、予備電源について、B L 市場について、非化石価値取引についてということですので、ちょっと長丁場になりますけれど、どうぞよろしくお願ひいたします。

お手元の議事次第について、まずは、議題 1、容量市場についてということで、資料 3 に基づいてご説明いただき、また、論点として関連しますので、議題 2 の予備電源についても、資料 4 に基づいて、事務局から併せてご説明お願ひできればと思います。

○事務局

それでは、資料3、容量市場について、まず、ご説明をさせていただきます。

容量市場につきましては、前回、容量市場と供給計画の差分、調達量からの控除量についてご議論いただいたところでございます。また、本日はそれに関連しまして、費用負担、こちらについても取り上げさせていただきたいと思っております。

さらに、2027年、メインオークションに向けまして、Net CONEの他市場の収益の取扱いや蓄電池の電源区分の扱い、新規事項になりますけれども、非効率石炭の稼働抑制インセンティブについても、取り上げさせていただきたいと思っております。

それでは、3ページをお願いします。容量市場外の供給力と控除量についてでございます。前回の制度検討作業部会におきましても、供給計画と容量市場の差分について、2024年の実需給断面での差分についてお示しさせていただいたところでございます。その中では、FIT電源期待容量の想定差、火力・水力の容量市場の不参加分、原子力の増加分、休廃止の増加など、こういったものが確認されたところでございます。このうち、火力・水力につきましては、例えば、工場の生産プロセスに影響を受ける自家発電余剰のように、発電量の変動が相対的に大きい、そのために、容量市場に参加が難しいと判断されていたものというものが考えられるところでございます。したがって、こうしたものについては、容量市場の調達量から差し引く控除量として取り扱うこととしてはどうかというふうに考えているところでございます。

ちょっと先に、4ページをご覧くださいと思います。こちらが前回取り上げさせていただきました、FIT、火力・水力、原子力、休廃止の今回の控除量についてどうするかというものでございますけど、今、申しあげました火力・水力につきましては、ただいまご説明させていただいたような観点から、控除するということがあり得るかというふうに考えておりますけれども、FITにつきましては、前回、200万程度の差ということをお示しさせていただきましたが、こちらは、毎年、送配のほうが、こうした差分を織り込みながら予測を修正していくということもありますので、控除するということになり得るものではないかということでございます。

また、原子力につきましても、年によって変わってくるということもございますので、こちらも控除量になじむものではないというふうに考えているところでございます。

休廃止の増加につきましても、一定程度、毎年蓋然性があるということで、見込むということは困難だと、こういうことで、こちらも控除量に当てはめないということとしてはどうかということでございます。

また、戻りまして3ページの一番最後の4ポツでございますけれども、前回は火力・水力の差分のところは200万kWということをお示しさせていただきました。同様に2025年度について確認をしたところ、170万キロというふうに推定されるところでございます。さらに、2024年、2025年ともに容量市場に不参加になっているものというものを確認すると、120万キロということになってございました。したがって、そうしたことを考慮して、保守的に控除量を見積もるという観点からは、この120万キロを控除量としてはどうかと

いうふうに考えているところでございます。

6 ページ、お願いします。費用負担でございませう。

現在の容量市場における一般送配電事業者の費用負担でございませうけれども、偶発的需給変動の7%ということで整理をされているところでございませう。

また、このほか、一般送配電事業者の負担という観点からは、厳気象に対応する電源Ⅰ´というものがあるところでございませうけれども、こちらの電源Ⅰ´は、容量市場開設後は発動指令電源と、こういうことになっていくところでございませう。今回、容量市場での必要供給力の見直しということを行っていくことでありますけれども、こうした現時点での小売と一般送配電事業者の費用負担ということにつきまして、従来、小売として、費用負担として整理されてきているような厳気象、稀頻度リスクを中心に、費用負担の在り方について検討する必要があるのではないかとございませう。

6 ページの下の方でございませうけれども、今回、必要供給力の見直しは、厳気象、稀頻度リスクなどを中心に行われているところでございませう。まず、厳気象につきましては、復習になりますけれども、こちらは従来、夏季、冬季、H3 需要に対し2%ということになっておりましたけれども、これを3%にする。あわせて、春と秋、こちらについても2%にするというものでございませう。また、稀頻度リスクも、高需要期のみ1%ということでしたけれども、年間を通して1%ということになります。

さらに、持続的需要変動分ということで、景気変動等に伴う需要変動に対応する供給力につきましても、1%から2%ということで見直しをされたものでございませうけれども、いずれの項目につきましても、現時点においては小売負担というふうに整理されているものでございませう。

7 ページをご覧ください。

今、申し上げました項目以外も含めまして、容量市場での調達項目がどうなっているのかといったことをお示しさせていただいたものでございませうけれども、今回の対象になっておりますのは、黄色く色を塗らせていただきました稀頻度、厳気象のところを中心にご議論をさせていただければというふうに考えているところでございませう。

稀頻度リスクですけれども、論点①というふうに書かせていただきました。こちら、論点としましては、稀頻度リスクですけれども、厳気象の需要が発生をしたときに、追加的な電源脱落であるとか、あとは、N-1 送電線事故、こういったものを想定しているものでございませう。こうしたような性格を踏まえたときに、費用負担の在り方をどう考えるのかということとございませう。

厳気象につきましては、10 年に1度の厳気象に対応する供給力ということとございませう。先ほどもご説明させていただきましたように、こうしたものについては、現時点については、電源Ⅰ´で確保をしてきているということとございませうけれども、こうしたことも踏まえて、費用負担の在り方をどう考えるのかということとございませう。

また、表の一番左でございませうけれども、今回の市場供給力の見直しで、これまではH3

需要の113%だったところが115%程度になるというところで、2%増えるということをごさいますて、こうしたところのその差分を、どういうふうを考えていくのかということでもあります。

続きまして、15ページ、お願いします。

Net CONEの算定における他市場収益の取扱いということをごさいますて、Net CONE算定に当たって、インフレ率の影響を考慮しますということ、前々回の制度検討作業部会でも取り上げさせていただいたところをごさいますけれども、4月の広域機関の容量市場検討会、また、制度検討作業部会のほうでも、他市場収益にインフレ率を適用する必要があるのではないかというご意見をいただいたところをごさいます。こちらについてはご指摘のとおりをごさいますて、他市場収益についても、インフレ率を適用させる必要があるかというふうを考えているところをごさいます。一方で、具体的に、他市場収益の中の費用項目に立ち入るとのことというのも考えられなくはないんですけども、現時点で他市場収益の算定の仕方というのが、Gross CONE全体に、他市場収益のイギリスの例を参照しながら、34%を掛けるというやり方を取っているということもごさいますので、現時点で、次のオークションまで時間が限られているということもありますので、例えば、こういうことで、他市場収益の34%をGross CONEに適用するといったような簡易的な方法で試算していくというようなことも考えられるのではないかなということをごさいます。具体的な計算の仕方については、こういった容量市場の検討会のほうで議論することとしてはどうかということにさせていただいております。

20ページ、お願いします。

蓄電池の電源区分をごさいます。蓄電池につきまして、安定電源に位置づけるかどうかということ、これまでもご議論いただいたところをごさいますけれども、こちらにつきましては、現時点では、発動指令電源を想定しているところをごさいますて、そうした電源につきましては、簡易指令システムを設置済であるということでもあります。これを安定電源にするということになると、専用線をさらに整備する必要があるということもごさいますて、既に投資の意思決定が行われているということも踏まえまして、発動指令と安定電源、こちらを選択できるようなことにしてはどうかということで、ご提案をさせていただくものでごさいます。

また、最後のポツをごさいますけれども、蓄電池を安定電源として活用する場合ですけれども、余力活用契約を締結するということが必要になるところをごさいますて、現在、一般送配電事業者の中で、余力活用運用の在り方について整理をしているところをごさいますて、こちらについてご報告をさせていただきます。

24ページ、お願いします。

蓄電池の余力活用運用に関する現状のご報告ということをごさいますて、蓄電池につきましては、個別に状況が異なるということもごさいますので、蓄電池事業者と一般送配電事業者の間で取決めをしていただく必要があるということですが、その項目としまして、この

箱の右側でございますけれども、State Of Charge、充電率の把握制度であるとか、運用基準、また、サイクル数の制限、こういったものについて、個別の状況を、発電事業者と蓄電事業者と一般送配電事業者の間で、申合書に規定していくということをしていくということをご予定しているものでございます。

続きまして、非効率石炭火力の取扱いでございます。26 ページ、お願いします。

こちら、新規論点ということでございます。非効率石炭火力につきましては、現時点では容量市場の取扱いということで申し上げますと、非効率石炭火力に相当します設計効率42%未満の石炭効率については、設備利用率 50%を超える場合については、容量確保契約金を 20%減額するというような誘導措置を設けているところでございます。一方で、これまで3回オークションを行われたところでございますけれども、LNG火力は比較的経年が浅い電源というのが、一定程度、不落札になっているという状況ではございますけれども、石炭火力については、不落札になっているのはほとんど見られていないというような状況でございます。

また、先週末もG7が開催されたところでございますけれども、2035年までに電力部門の完全、または大宗の脱炭素化などの、昨年のコミットメントが再確認をされたことに加えまして、排出削減が講じられていない化石燃料、こちらのフェーズアウトの加速ということが、新しく合意をされてきたところございまして、さらに石炭火力を取り巻く環境というのが厳しくなっていくということが、今後も想定をされるところでございます。

一方で、新設という観点では、長期脱炭素電源のオークションで追加調達をしていくということもございまして、そうした中では、新設の動きがある中で、どのような形で安定供給も確保しながら、こうした非効率石炭のフェードアウトを進めていくのかということを考えていく必要があるということでございまして、現在の容量市場におけるこの誘導措置について、見直すこととしてはどうかというご提案でございます。今回は、具体的な誘導措置の見直しの内容をお示しするものではなく、あくまでも、こうした提案についてどのように考えるのかということについて、ご意見をいただければというふうに考えているところでございます。

続きまして、34 ページ、お願いします。

発動指令電源による追加調達の方向性でございます。こちら、1月の広域化の調整力及び需給バランス評価等に関する委員会におきまして、春と秋の厳気象、稀頻度リスクに対応する供給力の調達方法ということで、安定電源だけではなく、発動指令電源の追加調達で対応する方法についても提案されたところでございます。

発動指令電源につきましては、2022年度の夏季・冬季の実行テストの結果、出てきているところでもございまして、その結果も踏まえて、24年度市場退出が25%発生しているというような状況でございます。また、2026年度のメインオークションにつきましては、発動指令電源の応札量が上限に達していないというようなことも考慮しますと、現時点では、発動指令電源の追加調達に應えるだけのリソースが存在しているというふうには判断でき

ないところでございますので、こうしたことも踏まえますと、2027年度向けのメインオークションにおいては、春秋の厳気象・稀頻度リスクに対応する発動指令電源については、追加調達を実施しないということとしてはどうかということでございますけれども、一方で、これは今後もこうした形で発動指令電源による追加調達をしないということではなくて、そのときの状況を見ながら、判断を今後もしなければという提案でございます。

資料3は以上でございます。

続きまして、資料4の予備電源でございます。

こちら、今回のテーマ、1ページ目でございますけれども、五つございまして、立ち上げプロセス、調達量、費用負担、実施主体、価格規律、対象費用ということでございます。

まず、一つ目の立ち上げプロセスでございます。3ページ、お願いします。

こちら、4月の電力・ガス基本政策小委員会で示された、容量市場と予備電源のイメージでございます。この予備電源の役割としましては二つございまして、こちらのイメージ図のところにAとBと描いてございますけれども、Aというものが、大規模災害など容量市場が想定しない事象への備えということでございます。一方でBにつきましては、先ほど、容量市場のところでもご説明をさせていただきましたけれども、控除量、こちらに対応する保険的な位置づけということでございます。

4ページ、お願いします。

まず一つ目の、予備電源の性質と立ち上げプロセスの関係でございます。今、申し上げましたBの電源でございますけれども、こちら、実需給に近い段階で立ち上げの判断が求められるということになりますので、短期立ち上げの予備電源を充てるということとしてはどうかということでもあります。実際、あと、立ち上げのプロセスでございますけれども、現時点の手法ということでいうと、kW公募のようなものになるわけでございますけれども、こちら、こうしたkW公募の在り方も含めて、小委員会において供給力の確保策の議論を行っているということでございますので、そうした結果の手法に従っていくこととしてはどうかということでございます。

一方でAに当たる予備電源につきましては、これまでもこの部会でも議論させていただきましたように、長期立ち上げの予備電源を中心に充てていくと、こういうことにされていくところでございます。一方で、Aは大規模災害ということでございますけれども、こうした大規模災害が発生をしますと、Aだけではなく、Bといったものも使いながら、あらゆる電源を使って安定供給をしていくということが必要になるということでございまして、そうした観点からは、Bに当たる予備電源というものが、Aに当たる予備電源が担うべき役割も部分的に果たしているというふうに考えることもできるところであります。

5ページ、お願いします。

長期立ち上げの予備電源でございますけれども、立ち上げまでには1年程度想定をしているということでございますので、スケジュールの観点からしますと、容量市場の追加オークションに応札するということが可能になっているところでございます。一方で容量市場

につきましては、第2回目のオークションから2%分というものが追加オークションに先送りをするということになっているところでございます。こちらの趣旨は、例えば、メインオークション後に稼働する新設の電源であるとか、DR、こういった事業者に対して参加機会を与えるということになるところでありますけれども、こうした事業者の予見性を高めまして、電源の新陳代謝を促すという観点からは、その予備電源が参加をしていくということは、基本的に望ましくないというふうに考えられるところでもあります。

一方で、メインオークション後に、想定以上に約定電源が退出しているということなので、当初想定をしている調達量の2%を超えると、これで、追加オークション調達をしなければならぬというようなことになった場合については、この長期立ち上げの予備電源の入札を可能とすることとしてはどうかということでございます。

一番最後のポツでございますけれども、こうした予備電源を追加オークションで活用していくということになった場合でありますけれども、もともと、予備電源、老朽火力、休止火力ということになりますので、立ち上げをするときには、それなりにコストがかかってくるということでもありますので、上限価格を超えてくるということもあるところでもありますので、こうした上限価格の扱いというものをどう考えるのかというのが、別途、容量市場の枠組みの中で議論していくことが必要だというふうに考えております。

続きまして、13ページ、お願いします。

調達量でございます。予備電源のBに相当する電源、先ほどもご説明させていただきましたように、その控除量に対する保険的な位置づけということでもありますけれども、保険的な位置づけということではあるものの、必ずしも全量を充てる必要はないというふうに考えております。例えば、先ほど、控除量120万ということでご説明させていただきましたけれども、その半分ということだと考えると60万ということになります。一方でその予備電源につきましては、東西それぞれで調達をするということ、これまでもご議論させていただきました。そうしますと、この60万ということになると、半分になると30万ということになってしまうところでもあります。通常の火力電源の規模からすると、こうした30万というのは現実的な数字ということにはならないのではないかとございまして、そうしたことも踏まえまして、また、この短期立ち上げの予備電源ですけれども、先ほどもご説明させていただきましたように、いざ、大規模災害が発生した場合には、こうした短期立ち上げの電源も活用していくということも考えられるということもございまして、以上を踏まえまして、100から200万程度と、こういうふうに考えるということもあるのではないかなということもございまして、こうしたその場合ですけれども、Bというのは控除量と同水準になるということもございまして、そうすると、その場合、容量市場で取ったほうが安くなるのではないかとございまして、一方で、約定価格自体は低下をするということになりますので、容量市場における調達費用全体の抑制というものが期待されるのではないかとございまして。

一方で、長期立ち上げの予備電源ということにつきましては、前回、福島沖地震の事例と

ということで、500 から 600 万という数字、お示しさせていただきました。また、東日本大震災では、緊急設置電源ということで 4000 万キロが設置されたところでもあります。さらに、例えば、稀頻度リスクについてはH3の1%だということも考慮すると、H3の需要の2から3%に相当するような 400 万キロ程度を調達するというのも考えられるのではないかとということでございます。

一方で、短期立ち上げの予備電源、これは先ほどもご説明させていただきましたように、大規模災害にも活用し得るということも見込みますと、長期の立ち上げの予備電源は大体 200 から 300 万キロ程度になるのではないかとというふうに考えられます。

続きまして、22 ページ、費用負担でございます。

以上の、論点1、論点2、こちらを踏まえて、予備電源に関する費用をどのように考えるかということございまして、まず、Aにつきましては、大規模災害などのリスクに備えるということ、Bについては控除量に対する保険的位置づけに加えまして、大規模災害が発生したときにも活用が期待されるというようなこと、そして、予備電源については、予備電源の状態であれば、これは休止の状態の維持に関する費用ということございまして、立ち上げの費用というのは、また別ということになっているところでございます。こうした予備電源は供給力そのものではなくて、供給力の外側というふうに考えられるところでもありません。

上から五つ目のボツで書かせていただいておりますけれども、こうした予備電源は、ある種のリスクに対応したものということでございますし、本当に供給力が落ちたときの、ある種のセーフティーネットであるわけでございますけれども、同種の考えとしては、広域機関が実施することになっております電源入札、こちら最後のセーフティーネットと位置づけられておりますけれども、こちらについては、一般送配電事業者の託送負担ということになっているところでございまして、以上のようなことも勘案しますと、費用負担というのはAとB一体で考えて、託送負担とすることとしてはどうかということでございます。

一方で、立ち上げプロセスにつきましては、具体的な手法も含めて検討する必要があるということで、こちらは別途とさせていただきたいというふうに考えております。

28 ページ、実施主体でございます。

予備電源でございますけれども、調達時点では供給力ということには、直ちにはなるものではありませんけれども、これはあくまでもリスクに備えました準供給力というような位置づけというふうに考えられるところでもあります。供給計画の取りまとめを実施する全国大での供給予備力の評価に知見があったり、東日本、西日本、こちらのエリアに分けて、供給エリアをまたいだ制度運営に適したような広域機関が実施するということになると、供給力の管理とも連携しながら、効率的に運用するということが可能になるのではないかとというふうに考えているところでございます。今後、広域機関とも連携をしながら、制度の詳細を、こちらの部会においても、継続して進めていきたいというふうに考えているところでもあります。

32 ページ、お願いします。

価格規律と対象費用ということでございます。予備電源の費用でございますけれども、さび止めの作業であるとか、また、短期立ち上げにつきましては、事前に行う修繕・点検、こういった費用というのが含まれ得るということでございます。さらに、期間内で試運転を行う費用、また、立ち上げに備えた燃料確保に要する費用というものも、休止維持に含まれるというふうに考えているところでもありますけれども、一方で、起動費につきましては、立ち上げが決定してから初めてかかる費用ということでございますので、こちらの電源の調達、立ち上げを別にするという観点もありますので、こちら、除外されるべきものかどうかということでもあります。したがって、既存の制度も踏まえまして、休止維持に必要な最低限の人員費、修繕費、税金、発電側課金、こういったものが対象費用ということになるかと思っております。また、事業者の応募インセンティブを確保する観点から、事業報酬についても含めることとしてはどうかというふうに考えております。

33 ページ、お願いします。

価格規律と対象費用ということでございまして、立ち上げのコストの規律をどう考えるのかということでもありますけれども、予備電源としての応募時の想定立ち上げコストを、こちらを大きく逸脱しない範囲で応札を求めるということにさせていただいているものでございまして、そうしますと、予備電源としての、応募時における不合理な価格設定というのは、一定程度抑制されるのではないかと考えられるところでございます。さらに、立ち上げプロセス自体の入札規律や監視が適用されるというふうに考えられるということもありますので、こうしたことも踏まえまして、調達時における想定立ち上げコストにつきましては、特段の価格比率を求めないこととしてはどうかというご提案でございます。

資料4の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○大橋座長

ありがとうございました。

ただいまの容量市場について、これ、2027年のメインオークションの開催に向けての方向性の議論、そして、それに関連するところもある論点としては、予備電源のお話ということで、複数論点を挙げて議論をさせていただいたところです。

それでは、委員、オブザーバーの方々からご意見いただければと思います。ちなみに、今日はハイブリッドでの開催ですので、対面の方は札を上げてもらえば、対面の方を優先でご発言いただいて、また、オンラインの方は、通常どおり、チャット欄ですかね。チャット欄でご発言の意思を示していただければ指名をさせていただきます。それでは、よろしく願いいたします。

○安藤委員

供給力と控除量のところで1点、質問させていただきます。

今回ご提案いただいた市場外の供給力の中の、火力・水力で入札していない電源ということで、保守的に見積もるということで、24年度、25年度共通の120万kWと、そういつ

た考えをお示しいただきましたけれども、保守的に見積もるという観点はいいのかなと思っておりますけれども、この120万kW、あるいは、年度ごとに発生している200万kW程度の容量が、どういう理由で容量市場に入札していないのかというところを、もう少し深掘りしておく必要があるのかなという思いがあります。前回も、市場外の供給力の蓋然性というところに関して、意見、様々あったかと思うんですけれども、特にその中で、水力・火力の入札していない分というのは蓋然性が高いということで、今回抽出していただいていることは理解しておりますけれども、例えば、この3ページの3点目のところに書いてありますように、工場の生産プロセスに影響を受ける電源のようにということで、例えば、需要期にちゃんと稼働できるのかどうかとか、そういったところの実情というのがもう少し見えてきますと、期待する要領と考えていいのかどうかというところが、もう少し見えてこないかなというふうに思いました。

この点について、何かもう少し情報整理していただける部分があれば、ぜひお願いしたいというふうに思います。

私からは以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。

はい。そのほかいかがでしょうか。それでは、小宮山委員、お願いします。

○小宮山委員

小宮山でございます。オンラインにて失礼いたします。

まず、容量市場の控除量の観点でございますけれども、今回ご提案の方針に賛同させていただきたいと思っております。保守的に見積もって、今回につきましては、2027年度のメインオークションに関しましては120万kWというご提案ですけれども、基本的に賛同させていただきたいと思っております。ただし、恐らく、火力・水力の容量市場の不参加分の一部として、120万kWということで今回ご試算いただきましたけれども、恐らく、短期的にこの数字自体の規模感が大きく、恐らく、変わる可能性はないかなとは思いますが、恐らく、今後の電力の市場の状況によっては、恐らく、長期的には変わり得るものというふうにも、一方で認識しておりますので、適宜、今後、恐らく、この控除量も変化する可能性もありますので、適用する際は、適宜確認することが大事かなというふうにも思った次第でございます。

続きまして、予備電源のほうでございますけれども、資料の調達量のところで、13枚目のスライドに関しまして、今回、ご提案いただいた規模感、恐らく、長期立ち上げ、それから短期立ち上げのこの調達量、見込むことは大変難しい問題かなと、なかなか、本来であれば定量的に、やはり確認、算定することが大事かと思っておりますけれども、なかなか、過去、実績も少ない中で、なかなか定量的に見積もることが困難な中で、今回お示ししていただいた規模感というのは、あり得るかなとも思っております。今後、調達量を検討する上では、今回、スライドのほうにも、控除量を通じて、約定価格の低下によって調達費用の抑制が恐らく期待され得るものだと私も思いますが、念のため、調達費用の抑制の規模感であっ

たり、また、今回予備電源も新たに考慮に入れたということで、それに対する便益、こちらでも算定が非常に難しいとは思いますが、今回ご提案いただいた調達量での全体の費用と、またもし可能であれば、便益の規模感についても、今後検討を深めていただければなというふうに思っております。

私からは以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございます。

それでは、河辺委員、お願いします。

○河辺委員

ありがとうございます。

私からは容量市場外の供給力と控除量のところでコメントさせていただきたいと思えます。本日、資料3のスライド4にお示しいただきましたように、各個別要因について、容量市場外の供給力としての蓋然性について整理いただきましたこと、感謝申し上げます。

火力・水力の不参加分につきましては、ほかの個別要因と比べると、高い蓋然性を持った供給力になり得るということを理解いたしました。本日の資料では、ここ数年における不参加分の容量から具体的な控除量をご提案いただいておりますけれども、できれば、まずはこうした電源の4年後の稼働見込みを確認していただき、確認結果に基づいて控除量を決めるという方法についても、ご検討いただくといいのではないかと思います。

全体の方向といたしましては、資料4のスライド3に整理いただいておりますように、一定の根拠に基づきまして控除量を設定し、さらに予備電源Bを保険的な位置づけとして調達するということについて、異存ございません。ただ、以前も発言させていただいたんですけれども、予備電源の候補となる電源が十分に存在しないという状況についても、あらかじめ想定しておく必要があるかと思っております。予備電源の調達タイミングにつきましては、メインオークションの1年後とすることで制度設計が進んでいると認識しております。それを前提といたしますと、メインオークションの段階で、予備電源の応札量の見込みを事前に確認する方法だったり、十分な量の予備電源が見込まれないような場合には、メインオークションにおける控除量の調整を行うということについても、事前に検討しておくことが必要であるように思った次第です。

以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございました。続いて、松村委員、お願いします。

○松村委員

はい。松村です。聞こえますか。発言します。

まず、資料3に関してです。提案は全て合理的だと思いますので、事務局の提案を支持します。その上で、整理については、ちょっと考えていただきたい点があります。

まずスライド4なんですけど、根拠になり得るといふのと、根拠にできない、根拠にバツと

書いてあるのが、私は根拠になり得ないとは思いません。これは、蓋然性が低く、根拠にしないほうがよいと判断したということであって、そもそも、なり得ないものではないと思います。したがって、この、なり得る、できない理由、この整理ですが、なり得ないという意味ではなく、控除しないのが適切と判断したと、蓋然性が丸と書かれているものに比べてかなり低いので、そう判断したと、そういうことなんだと思います。事務局の意図がそうであれば、ご訂正不要です。

さらに、私は原子力の増加分というの見込まないことの弊害もあるのではないかと考えています。メインオークションの段階では、まだ再稼働が確実にないので応札できなかったけれど、例えば、追加オークションの段階ではできるようになるかもしれないという、そういう量があったとして、原子力は相当ロットが大きいので、控除をしておかなかったという結果として、募集量、追加オークションで出てきたのだけれど、原子力の応募でほぼほぼ埋め尽くされて、0円入札のところまで全部埋まっちゃうのではないかなどというような、そういう状況になると、今度は、用意して、DRだとか用意して、追加オークションに入ろうという、そういうインセンティブというのをすごく損なわないか、そういう事態が起きないだろうかということをし少し心配しています。最初から見込んでおいて、それで実際にはそうではなかったということであれば、追加オークションの量が増えるということでも対応できるのではないかと考えたのですが。でも一方で蓋然性について不安というのが、この委員会でもあれだけ出されてきて、それで、2のところはご提案のようにそれなりの量、ごめんなさい、2番目の火力・水力の不参加分というのはそれなりの量を見込むということになっているので、ここで無理するというをすると、むしろ、不安というのをあおってしまうかもしれないということで、事務局の提案というのを支持しますが、これは一定の問題を起こす可能性があるということは、私たちは頭の中に入れておかなければいけないと思います。

次に、これも確認なのですが、同じ火力・水力の容量市場の不参加分を見込むということですが、これ、追加オークションまでに、明らかに想定した量というのに達しないということが分かる、あるいは、明らかにこれよりも多くなりそうだということが分かれば、それは、恐らく、追加オークションの段階で調整するということが、原理的にあり得るというふうに思っていますが、その理解で正しいのかどうかというのを教えてください。

次、スライド15ページです。この提案はもったもただと思いますので、ぜひやっていただきたいのですが、最後のポチのところ、次回オークションまでの期間が限られる中、簡易的な方法で試算するということもあり得るという、こういう提案で、こう書かれれば、恐らく、広域の委員会ではこれを中心にして議論するということになると思います。これはあくまでも、次回オークションまでの期間が限られるという状況の中で、簡易的な方法、もともと簡易的な方法だったわけですが、ある意味で、簡易的な方法というのは微修正して継続するという、こういうご提案だと思います。次回のオークションでの対応ということであれば合理的かもしれませんが、あくまで期間が限られるから、ある意味でこういういいかげんなやり方というのを継続するという、そういう提案なわけで、次々回も同じやり方というのを

すれば、これは怠慢のそしりを免れないと思います。そもそも、新設の市場は別の市場を立ち上げるという議論が進んでいる中で、今までの考え方というのを維持するかどうかということも含めて、次回のオークションには間に合わないというのはもっともな提案だと思いますが、次々回もこのまま、今のままいいかげんにいくということを決してしないように、抜本的な議論というのがきちんと進む、これを言い訳にして、これで終わりというふうには思わないように、ぜひしていただきたい。期間に限られる中、簡易的な方法と書かれていることの意味というのを、ちゃんといろんなところは考えるべきだと思います。

次に、資料4に関してですが、調達規模感というのが出されていて、合理的な提案だと思います。これは、コスト、ベネフィットということを考えれば、コストはこれぐらいだろうという一定の想定があって、こういう数字感というのが出てきているということもあると思いますので、コストが、仮に想定していたよりも遥かに高いということになった場合には、調達量というのが少し考える、この幅の範囲かもしれないかもしれませんが、少し考えるということも必要になってくるかと思います。もし、万が一、そういうことが判明したというときには、その点もぜひ考慮していただければと思います。

以上です。

○大橋座長

続いて、秋元委員、お願いします。

○秋元委員

秋元です。どうもありがとうございます。

資料3と資料4について1点ずつだけ申し上げたいと思います。まず、資料3の6から7ページ目で、費用負担の在り方のご定義があって、ただ、ご提案というか議論の内容については、今後さらに詰めてということだとは思いますが、やはり、全体として、これまでの費用負担、小売に負担というようなところでいきますと、小売に負担ということによって、いろいろ工夫の余地を生ませて、全体として、社会としてコストを抑制させたいという中で、今の扱いになっているというふうに思いますので、その辺り、当然ながら小売負担を一層(0:48:33)の負担に変える、託送に変えるということであると、負担がどこに生じるかという全体の負担の配分の違いが生じるわけですが、全体として、社会全体としてどういうコスト最小化を実現するためにどうなのかという視点は、やっぱり重要だというふうに思いますので、ここはやっぱり、慎重に考えるべきじゃないかなというふうには思います。稀頻度のところは議論はあるかもしれませんが、ちょっと私の感覚だと、厳気象の部分まで動かすのかなという感じはあって、ちょっと私も、現段階で完全な頭の整理をし切れていませんけども、少し慎重に議論をさせていただきたいというふうに思いました。

資料4のほうの予備電源ですけども、やはり、ちょっと予備電源のところ、私、どうも、まだすっかりしていないところもありまして、やっぱり、Aの予備電源のところでも、大規模災害で1年もかかるというようなところで、どれぐらいのニーズが本当にあるのかという感じは、どうしても拭えないところがあると。しかも、これは大規模災害なので、この場

合は、同時に、供給力だけではなくて需要も下がる可能性も高いと。もちろんだから、その時系列の中で、需要が先に立ち上がるのか、供給のほうが復活が早いのか。その辺りの時系列の変わり方もあると思うんですけども、ここでの今の議論からすると、供給量だけが落ちて、需要は変わらないというような想定の下でこれを取るような形でもあるような気もしていて、1年という立ち上げのスパンと、供給、需要の毀損したものが立ち上がってくるタイミングということをうまく想定しながら、どの程度取るのか、どういう仕組みで取るのか、そこをもうちょっと詰めさせていただけるとありがたいかなと思ったところでございます。

以上です。

○大橋座長

ありがとうございました。

続いて、又吉委員、お願いします。

○又吉委員

ご説明いただきありがとうございました。

私からは容量市場について1点だけコメントさせていただければと思っております。資料の26ページ目の非効率石炭の稼働に関する誘導措置についてなんですけども、こちらのブレットでいきますと、五つ目に、非効率石炭の稼働に関する誘導措置について、直近の設備利用率も踏まえた上で見直しというご提案があるかなと思っております。この制度、25年度に導入して、実需給断面、まだ迎えていないのかなと思っております。そういう意味では、誘導措置の多くが反映された27年度の稼働実績も、少し考慮したほうがいいのかと思っております。もちろん、カーボンニュートラルの流れというのは加速化しているという点は理解しているんですけども、容量を確保しながらkWHを圧縮するという点では、やはり、稼働実績の見極めというのも一つのアイデアなのかと考える次第です。

以上です。ありがとうございます。

○大橋座長

続いて、曾我委員、お願いします。

○曾我委員

私も資料3の26ページについて、1点だけコメントをさせていただければと思います。非効率石炭火力のフェードアウトを進めるということの従前の議論の際にも、省エネ法に基づく規制的措置と、あと、こちらの容量市場による誘導措置の効果を確認しながら、それぞれの措置を不断に見直していくことが重要だということを、従前も議論されていたと認識をしております。国際的なカーボンニュートラルに向けた動向の加速状況等も踏まえて、こういったその見直しを行うことの検討のご提案という点について、私としても賛成をしたいと思っております。

一方で、長期脱炭素電源オークションの開催はこれからというところで、実際にそれが供給力となるタイミングというにはタイムラグが見込まれるところですし、また、安定供給を適切に確保するという観点からは、先ほど、又吉委員からもご指摘がありましたとおり、発

電料の提言というところと供給力の確保という、そのバランスを見ながら、見直しを行うけども、短期的なというよりも、中長期も見据えた上で、引き続き、検討な慎重を要するのではないかと思っております。これについては、資料4の予備電源の議論も大きく関連してくるかと思っております。この非効率石炭火力の予備電源としての役割への移行という点も、どういう状況になっていくかということも考慮しながら、検討をしていくということになると思っております。見直しを行うこと、検討という表現を資料の中でされているのは、そういった点も含意されている理解ではありますけども、念のため、発言をいたしました次第です。

以上です。

○大橋座長

はい。

今のところは、以上でお手の挙がっている方々だと思いましたがけれども、小川オブザーバー、お願いします。

○小川オブザーバー

はい。ありがとうございます。関西電力の小川でございます。

私からは容量市場と予備電源について、それぞれ一つずつ発言をしたいと思います。

まず、容量市場のほうですけれども、3ページの控除量の件でございます。今回、120万kWを控除するという方向性をお示しいただきました。今回、事務局のほうで、24年度と25年度の2年間の差分を丁寧に確認いただいたということですが、今後、やはり中長期的に考えました場合、火力はやはり高経年化も進んでまいりますので、休廃止となる電源があるということも想定されると思っております。

また、もう一つ、追加オークションの件がございまして、これ、もともと追加オークションを、25年度、H3需要の2%分を追加オークションで調達するというふうに見直した経緯の中に、実需給の直近まで稼働の見通せない電源、こういうもの取引機会を与えるためという整理がされておりましたので、今回、示された自家発の中にも、追加オークションが開催された場合に、そこに参加していく電源というものもあるというふうに思います。

今回、丁寧に控除量を保守的に算定いただいているというふうに思いますので、120万kWを進めていくことに異論はございませんけども、今後、その数値の妥当性については、今、申し上げたような点もございまして、実需給年度の実際の容量市場外の供給量の状況を確認することなど、事後的に検証を続けていただいて、その検証結果も含めて、以降の控除量を慎重に検討いただければというふうに思います。

それから、もう1点、予備電源につきまして、5ページでございます。立ち上げプロセスのところでございます。5ページの三つ目のポツのところですね。追加オークションがH3需要の2%以上の募集になる場合に限り、長期立ち上げの予備電源が入札可能というふうに整理いただいておりますので、今回、この整理については異論ございません。一方で、今回の整理の範囲では直接ありませんけども、こうした長期立ち上げ予備電源が追加オークシ

ョンに落札して立ち上がった場合、この実際の運用の在り方、あるいはリクワイアメントが従来の容量市場のルールに従うのか、予備電源としてのルールがあるのか、この辺りについて、併せて今後整理いただければと思います。

私からは以上です

○大橋座長

ありがとうございます。

続いて、中谷委員、お願いいたします。

○中谷オブザーバー

ありがとうございます。中部電力の中谷です。

容量市場の関係で3ページの控除量について、述べさせていただきましても、水力・火力の不参加電源の一部について、自家発の可能性が触れられておりますけれども、この資料にも記載ありますけれども、自家発というのは、そもそも工場の生産プロセスによって、逆潮流する量が大きく変動するというふうに思います。ですので、逆潮流するようなボリューム感を踏まえて、控除量に関しては慎重に判断をいただければと思います。

私からは以上です。

○大橋座長

ありがとうございました。

続いて、山次オブザーバー、お願いします。

○山次オブザーバー

・・・(0:57:44)の山次でございます。

まず、今後、容量市場のほうでございますけれども、控除量のところについて、今後、需給調整市場の市場の崩壊であったり、容量市場の実需給だったりも始まっていくというところがございますので、いろんな環境変化がこれからあるところかと思っております。こうした中で、こうした構造みたいなどころ、あるいは、事業者の構造みたいなどころが変わっていくことは大いにあり得ると思っておりますので、こうしたところの確認を、広域機関としても引き続きしてまいりたいというふうに思います。また、そういった変化があった場合には、また来年度以降ということになるかと思っておりますけれども、継続的なご議論をお願いしたいと思います。

また、一方、私のほう、違う立場として、容量市場の管理者という観点では、やはりいろんな電源の容量市場に参加してほしいというところもありますので、そういう意味でもこの部分というのは、変わってくるところがあるかなというふうに思いますので、その先の議論としては、そういった変化も見ながら、継続的な議論をお願いしたいというところがございます。

続きまして、予備電源のほうでございますけれども、市場の調査会の部分で、主体としてリカソというふうなところを・・・(0:58:47)いただいているところと認識いたしました。こちらのほう、広域機関のほう、連携してということでお書きいただいておりますので、・・・

さん (58 : 58) とも連携して、進めてまいりたいと思います。一方、広域機関では、今年度であれば、脱炭素電源オークションであったり、来年度、予備事業所の実需給というところでも、後のアセスメントや、機関の容量等と試験等のやり取りといったところも含めていく状況ではございますので、なかなかリソースが限られているといったような**フケグステのほう** (0 : 59 : 18) もございます。そのところは、関係する皆様方と協力させていただきながら進めてまいりたいと思いますので、そちらのご議論も含めて、どうぞ引き続きよろしくお願いたします。

以上でございます。ありがとうございます。

○大橋座長

ありがとうございます。

続いて、小鶴オブザーバー、お願いします。

○小鶴オブザーバー

私からは資料4、予備電源について、その立ち上げプロセスについて、今後の議論ということもございますが、発言させていただきます。

予備電源Aが大規模災害等に対する備え、Bが容量市場外の供給力に対する保険的な意味合いであることを考えますと、立ち上げプロセスについては、スライド7の過去の作業部会の表にも記載されておりますとおり、短期間で立ち上げ可能な予備電源を予備電源をA、立ち上げに長時間を要する予備電源を予備電源Bに充てるほうが、目的にも合致しており、適当ではないかと思えます。

また、立ち上げプロセスと費用負担の関係でございますけれども、例えば、今回ご提案いただいたように、仮に、容量市場の追加オークションで予備電源Aを調達とした場合に、費用負担者が現状の追加オークションにおいて、その部分の、その大部分の費用を負担することになる、小売事業者に、自動的に決まるのではないかと、ちょっと、少し懸念しております。今後の議論かとは思いますが、立ち上げプロセスの際に必要な費用負担の負担者につきましても、予備電源の性質ですとか、目的に応じて決定する必要があるかと思えますので、費用負担につきましても、立ち上げプロセスとは別に慎重な議論をお願いできればと存じます。

以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございました。

続いて、石坂オブザーバー、お願いします。

○石坂オブザーバー

東京ガスの石坂でございます。どうもありがとうございます。

予備電源、聞こえていますでしょうか。

○大橋座長

聞こえています。

○石坂オブザーバー

予備電源につきまして、1点発言させていただきます。13ページの調達量に関してなんですけれども、私から前回の作業部会の際に、1年、立ち上げに1年要する予備電源については、前回お示しいただいた福島県沖地震の事例だけだと、調達目的が必ずしも明確でないのではないかとというふうに申し上げましたが、今回、東日本大震災の緊急設置電源の事例をお示しいただいたんですけれども、これもやっぱり、短期と長期の内訳というものを考えるには、緊急設置電源が、具体的に、時系列でどういうタイミングで設置されたかとか、あと、その一方で、被災電源もだんだん立ち上がっていくわけで、被災電源がどのように復旧していったかというのを、時系列できちんとお示しいただかないと、1年を要する電源ってどのぐらい必要なのかって、なかなか明確に言えないんじゃないかと思っておりますので、そういう整理が必要なんではないかと思いました。

以上でございます。

○大橋座長

はい。続いて、廣瀬委員、お願いします。

○廣瀬委員

すみません。遅くなりまして。

1点ちょっと確認させていただきたい点がありましたので、手を挙げました。資料4の予備電源のほうですけれども、32ページから論点5として、対象費用のご説明をいただきました。この四つある箇条書の最後に、事業報酬については含めることとしてはどうかというご提案でして、人件費、修繕費、税金、発電側課金等ということで、修繕費はもう挙げられている中で、事業報酬、これは具体的にどういうものを指すのかな。新設ということではないと思っておりますので、修繕費とは別に、維持更新のための設備投資のための資金調達費用を、ここで事業報酬と言っているのかなと思いましたがけれども、そういう理解でよろしいのか、ちょっと確認させてください。

以上でございます。

○大橋座長

はい。一定のインセンティブを要するというところもあると思いますが、後ほど、事務局からお答えさせていただきます。

続いて、新川オブザーバー、お願いします。

○新川オブザーバー

新川でございます。ありがとうございます。

予備電源につきまして、費用負担が議題とされたことに感謝を申し上げます。広域機関が実施する電源入札が最後のセーフティーネットとされている、論点3のところに書かれていたかと思いますが、それが託送負担されていることは承知をしておりますが、そもそも、予備電源Aと予備電源Bを託送負担の対象とすることはふさわしいかどうかということについては、これは予備電源のそれぞれの役割を考えると、いろいろ議論もあるのではないかと

と思っております。また、先ほど容量市場のほうで、秋元委員もご指摘されましたが、稀頻度リスクと厳気象対応について、費用負担の在り方についての議論というのがありましたと思いますが、こちらについても、託送負担とする場合の議論については慎重に考える必要があるのではないかと考えております。託送料金は託送料金としてできる限り低廉である必要があると思っております、これら予備電源を託送負担とする場合、それから、容量市場の稀頻度リスク、厳気象対応について、託送負担とするような場合であっても、できる限り**個修正 (1:05:06)**を図っていくという必要があると思っております。今までもいろんな指摘をされてきたと思っておりますが、容量市場、長期脱炭素電源オークション、それから予備電源も含めて、供給力の確保のために、トータルでどの程度のコストがかかっているのかと、効果的にコストが抑制されているのかというのを定期的に把握、検証するメカニズムが必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○大橋座長

貴重なご指摘ありがとうございます。

続いて、菊池オブザーバー、お願いします。

○菊池オブザーバー

東北電力ネットワークの菊池でございます。ありがとうございます。

一般送配電事業者の立場から、大きく2点、コメントを差し上げたいと思います。

最初に、容量市場の、資料、スライド24にあります、蓄電池の余力活用運用に関する現状整理についてでございますが、今回、このように取りまとめたことに関しまして、まず、感謝を申し上げたいと思います。蓄電池の余力活用に当たりましては、**いごとに (1:06:06)** 様々な特性があると考えられる中、蓄電池のサイクル数や寿命などに配慮が必要と考えておりますので、一般送配電事業者といたしましても、今回整理いただいたことも踏まえながら、蓄電池を保有する事業者さんとの間で、個別協議など、必要な準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、大きく2点目、容量市場と予備電源の費用負担に関してになります。まず容量市場の資料のスライド6と7にあります費用負担の見直しについてでございますが、まず、議論の前提として、これまでの小売電気事業者と一般送配電事業者の役割自体を見直すものではないというふうに理解をしています。このために、原則的には、その役割に応じた負担とするものと考えておりますので、役割と負担の関係が整合するようにご検討をお願いしたいと思っております。

スライド7の論点2に記載いただいております電源I'の調達についてでございますが、資料にも記載されていますが、これはあくまでも実効性。供給量確保の措置が講じられるまでの暫定的措置と理解しております、一般送配電事業者が小売電気事業者に代わって確保している供給力というような認識もしておりますので、また、広域機関の調整力等委員会におきましても、小売電気事業につきましても、引き続き、供給力確保議論があるというこ

とに留意が必要ということも指摘されておりますので、そういったことも整理が必要かと思っております。したがって、今後の費用負担見直しの議論に当たっては、暫定的措置である現在の電源Ⅰの取扱いを踏襲した議論につきましても、できないのではないかと考えておりますので、この点にもご留意いただきたいと思います。

また、予備電源の費用負担の在り方につきましても、容量市場と同様に、予備電源の位置づけや性質を踏まえた上で、これが小売電気事業者に負担させるのか、あるいは、一般送配電事業者に負担させるのかといった議論が必要かと思っておりますので、いま一度、整理いただければと思います。

さらに、これらの費用負担の在り方の検討と併せまして、ぜひ、適時的確な費用回収の在り方やその方法、これについてもご検討をお願いしたいと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○大橋座長

はい。以上でお手が挙がっている委員、オブザーバーの方から、ご発言全ていただいたのかなと思っております。ありがとうございます。

それでは、もし事務局のほうからコメント等ありましたら、いただけますでしょうか。

○事務局

本日も、委員、オブザーバーの皆様におかれましては、貴重なご意見、様々いただきましてありがとうございます。

まず、容量市場につきましては、控除量につきまして多くご意見をいただいたところでございます。辻委員のほうからも、どのような理由で入札をしていないのかというご質問をいただいたところでございますけれども、こちら、事業者によって、やっぱりケース・バイ・ケースといったこともあるところではありますけれども、今年度については、ある程度、本業との関係で余力が確認をされるといったようなケースもあるところではあります。これはご指摘のとおり、事業者によっても、年によって変わり得るところではあるんですけれども、そういった事業者、この年によって変動するところもあるものの、ある程度、一定量集めていくと数字が出るというのも、またこれも事実でございます。そういった中では、今回の保守的に見込むというような120万という数字をお示しさせていただいているところでございます。

また、多くの委員の方からも、今後の量については、状況によって見直すべきではないかというご意見、いただいたところでございまして、まさに今ご説明をさせていただきましたように、より丁寧に、容量市場に応札していない事業者の状況、こういったところも広域機関とも連携を取りながらヒアリングをさせていただき、慎重に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

また、松村委員のほうからご質問いただきました、容量市場の資料の4ページ目の丸バツの位置づけにつきましては、ご指摘のとおりでございまして、我々の考え方としましても、根拠にできないということではなくて、今回はこういった事情をもって、判断をしたという

ふうにも考えているところでございます。

また、原子力の位置づけにつきましては、まさに今後再稼働していく中での一つの課題というふうにも考えているところでありまして、こうした点も踏まえまして、ちょっと今後の在り方の中で、よく議論していきたいなというふうにも考えているところでございます。

さらにご質問いただきました、追加オークションの際に、もともと控除していた分が足りなくなった場合については、原義的に追加オークションでというご指摘でございますけれども、足りなくなるということが明らかになっている場合は、これを細切れにして、追加オークションで取らないということになると、別途、また、その分の追加するためのオークションなり、調達手法というのを取らざるを得なくなってきてしまっていて、複数回細切れでそういったことを実施していくということが適切なのかといったようなことはあるかと思っておりますので、今回は、相当程度、そういうことがないようなことも念頭に置きながら、保守的な数字ということを見込んでおりますけれども、そういうことになった場合には、全体の容量市場の追加オークションの在り方も含めて、考えていきたいというふうに思っているところでございます。

それと、あと、予備電源につきまして、秋元委員のほうから、今回、予備電源Aについて、その需要が下がるといったようなことも念頭に置くべきではないかというご指摘をいただいたところでございまして、こちらにつきましては、おっしゃるとおりでございまして、そうしたことも念頭に置きながら、対応していく必要があるかと思っております。今回、緊急設置電源のところもお示しさせていただきましたけれども、この辺りの立ち上げの仕方であるとかそういったところも、実態も、もう少し深掘りをさせていただきたいと思っておりますけれども、いかんせん、この東日本大震災の例というのは一つの例でございまして、これだけではなくて、あらゆる事象を想定するということから、多少バッファ的なところを見しておく必要があるのかなというふうに思っているところであります。震災からの立ち上がりということで申し上げますと、前回もちょっとお示しをさせていただきましたけれども、大多数の電源というのが、前回の福島の時も1か月、2か月ぐらいで立ち上がっているところでもございまして、そうした中では、五、六百万落ちているといっても、実際、その長期で必要になってくるのは、百、二百ということになるところでありますけれども、今回お示しさせていただいているのは、東日本全体ということに、一つの事例ということで、東日本ということになりますが、今回の調達については、東、西、両方合わせるといっても念頭に置く必要があるのかなというふうに思っております。そうした観点から、今回400というふうにお示しさせていただいたのは、そういう、それほど外れているというところでもないのかなというふうにも考えているところであります。

また、廣瀬委員から、事業報酬の位置づけということで、資金調達費用のことを念頭に置いているのかということでありましたけれども、一般的には、通常であれば、まさに資金調達コストを念頭に置きながら、事業報酬を考えていくということになりますけれども、予備電源の性格も踏まえて、どういった事業報酬の在り方が適切なのか、これは全く認めないと

ということになりますと、なかなかこうした電源を、そもそも何も利益も生まないようなものを維持しておくということが事業活動の中で適切なのかといったようなこと、これ、以前もご指摘を委員からもいただいているところでもありますし、現実的にはこうした形で何もないということになると、それはそれで難しいところ、ありますので、ある種のインセンティブは必要かというふうに思っておりますので、より具体的に詳細を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

事務局のほうから以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございます。

本日は、2027年のメインオークションの開催に向けて、容量市場における確保量及び費用負担について、メインでご意見いただいたのかなと思います。また、非効率火力に対する誘導措置についても、一定のご意見をいただきました。予備電源についても、これまた、調達量と費用負担についてたくさんご意見いただきまして、こうした論点を中心にして、今後、事務局についても、ご検討、さらに深めていただければなと思います。

ちなみに、予備電源の調達量については、過去の経緯を調べるべきだというふうなご指摘、もともとだと思いますが、他方で、この電源立ち上がり、を、当時、現場の方々のご尽力が相当程度あってのものだということも、忘れてはいけないのかなというふうに思っています。

以上です。ありがとうございます。

それでは、続いて議題の3、BL市場についてということで、資料5に基づいて、事務局からご説明お願いいたします。

○事務局

それでは、資料5に基づきまして、BL市場の資料をご説明させていただきます。

1ページ目をお願いします。

今回のテーマですけれども、四つございまして、長期商品の価格設定、1年商品への対応方針、事後調整スキームにおける単価の考え方、情報公開、また、2023年以降のオークションの開催スケジュール、それと、発電側課金の対応方法ということでございます。

3ページ、お願いします。

まず、長期商品の価格のあり方でございます。前回の作業部会で、長期商品、2年もの商品の価格の在り方について、こちら、事後調整取引を基本とするということにさせていただきましたけれども、その際、価格を、受渡し機関を通じて同一にするのか、それとも、1年目から2年目になるときに直視するのかといったようなことについて、ご議論いただいたところでございます。こちらの機関を通じた同一価格の案の1でございまして、売手サイドからすると、固定費の変動なども想定して設定することが課題となるところでございます。

一方で、これは価格が期間を通じて同一という形になりますので、買手も含めて価格の予見性があるということはメリットというふうに考えられます。

一方で、案②でございますけれども、これは1年目と2年目で見直しが行われるということでございますので、売手からすると、費用回収は適切に行われるということではありますが、買手のほうからは、2年目の価格がどうなるのかといったことを完全に想定することが難しいというようなところが課題ということでございます。

4ページをお願いします。こちらは、事業者にはアリングを行いますと、一般的な相対契約で、長期のものについてどのように行っているかということですが、この1年目から2年目に見直しを行うといったような、その年によって変えるといったようなやり方をしているという例も見られたところでございます。

一方で、こうした見直しというものは、BL市場というものにおいては、実際にこうしたものを事業者間で調整、協議を行っていくというのが非常に難しいということがございます。難しいということになると、キャンセルをするというようなことも考えるのかということになりますけれども、これ自体をキャンセルすることになりますと、非常に制度としても複雑になるということもありますし、また、さらに売手側のほうからすると、想定をされていた費用が回収されないというようなデメリットも出てくるということもあるわけでございます。

さらにキャンセルがされてしまいますと、これは実質的に1年で契約が終了してしまうということになりますので、せっかく長期商品を導入したのに、その長期の取引が増えないというようなデメリットも考えられるところであります。

5ページをお願いします。案①でございますけれども、案①については、2年連続で一定程度想定された形で同一価格を設定するということになりますけれども、その際は受渡期間中のトラブルによる費用の増加であるとか、予期せぬ事態による上振れ・下振れ、こういったものを考慮すると、こういうことが必要になるところであります。

こうした費用でありますけれども、過去の複数年にわたる固定費を参照するであるとか、今後の投資計画など、予見性のある情報を基に想定するといったことで、ある程度は合理的・客観的に算定できるのではないかというふうに考えられるところであります。

また、同一価格ということになりますと、基準の価格というのが一定になりますので、発電・小売双方にとっては、中長期的なヘッジということにも資するのではないかということでもあります。

こうしたことも踏まえ、価格の在り方につきましては、案①ということを採用してはどうかというご提案でございます。

6ページをお願いします。1年商品の対応ということでございまして、前回もお示しをさせていただきましたように、1年商品の価格の在り方でありまして、長期商品を導入すること、そしてまた、1年商品でも事後調整付の取引が行われるということも併せますと、いたずらに入札価格が上がるということを抑制することができるのではないかということをご議論させていただいたところでございますけれども、こちらについては、引き続き2023年度におけるオークションの状況といったものについては、電取委において事後検証を行

って、しっかりと検証していただきまして、審議会などで報告をしていただくこととしてはどうかというふうに考えているところでございます。

続きまして、事後調整スキームでございます。9ページでありますけれども、事後調整につきましては、この手法を採用することによって、キャンセル権を設けないということを前回ご議論いただきましたけれども、その前提として、情報公開をしっかりしていくということでございましたので、今回は事後調整の方法と情報公開についてご議論いただきたいと思っております。

10 ページをお願いします。事後調整の手法でございます、こちらは事後調整の単価の諸元につきましては、供出上限価格の諸元は停止されますので、これを基に算定するということが可能になるところでございます、これにより、石炭価格が1,000円変動した場合の変動額を事後調整単価ということにしてはどうかというふうに考えております。

一方で、供出義務者ではない、新電力の売入札につきましては、特に制限がないところがありますので、この場合は独自の考え方に基づいて、単価算定を行われるという可能性があるとあります。

こうした場合は、買手側の新電力からすると、想定外の調整単価になってしまうということもあり得るといってございまして、今回は独自の算定というものを認めるということではなく、新電力の売入札につきましては、事前に公開をされました供出義務者の加重平均の調整単価を適用するということにしてはどうかというふうに考えているところであります。

11 ページをお願いします。事後調整単価の適用のタイミングでございますけれども、こちらにつきましては、現在の小売であるとか、卸で一般的に適用されておりますように、3か月の移動平均を3か月後に適用するということで、全日本通関統計を参照しながら実施する手法ということとしてはどうかということでもあります。

12 ページをお願いします。情報公開でございます。情報公開、事後調整の単価をどのような形でお示しするのかということですが、案としては二つございまして、こちらを日本全体で示していく手法、それと、市場範囲ごとに示していく方法、この二つがあるところでもあります。

こちらは案①のように、日本全体の調整単価で見ていくということになりますと、例えばこちらの12ページの下の方の例で申し上げますと、最低価格が市場範囲①の0.1、最高価格が市場範囲③の0.9ということになるわけでございますけれども、この市場範囲につきましては、この0.1や0.9というものが実際的に適用されるものではないような単価ということになり得るところでございますので、こうした情報公開になってしまいますと、市場範囲②の買手側にとっては、なかなか公開された情報で判断するというのが難しいということになるかなということでございます、したがって、市場範囲ごとに情報公開をするということとしてはどうかと考えております。

一方で、この市場範囲ごとに情報公開をする場合でございますけれども、応札者が2社以下である

場合については、その事業者の調整単価が直接的に明らかになってしまうということにもなりかねないところがありますので、こうした場合については、加重平均調整単価を適用してはどうかというふうに考えております。

今申し上げましたのは、13 ページに記載をさせていただいているものでございます。

14 ページをお願いします。情報開示のタイミングでございますけれども、実際に取引を行う前に、入札期間としては10日程度を想定されているところでございますけれども、その前に情報開示を行うことが必要であるというふうに考えておりますけれども、このタイミングでJEPXにおいて公開をすると、こういうこととしてはどうかというふうに考えているところでございます。

一方で、制度的な供出者以外が入札を行う場合でございますけれども、これは先ほどもご説明させていただきましたように、加重平均による単価を事後的に適用するということとなりますので、事前登録する必要はないというふうに考えております。

16 ページをお願いします。今後の取引スケジュールということでもありますけれども、現在、BLの取引スケジュールは7月、9月、11月ということになっております。

第4回がさらに任意オークションですけれども、1月ということもございますけれども、この7月、9月、11月の在り方をどう考えるのかということでもありますけれども、来年度以降でございますが、容量市場のところでもご説明させていただきましたように、追加オークション2%分を先送りしているということでもありますので、追加オークションが開催される可能性が高まるというふうに考えられるところです。

追加オークションにつきましては、4月に開催判断を行いまして、7月あたりにオークションが実際に実施されるということになりますと、その結果が出るのが7月下旬ということ想定すると、それを踏まえて、そのままオークションに、BL市場に応札をするということになるわけですが、その際には、他市場収益を計算する必要がございますので、しっかりとその結果が出た上で、余裕を持った形でBLのオークションを実施する必要があるということでもあります。

したがいまして、7月というのは非常にタイトになってしまいかねないところもありますので、7月ではなく、8月にしてはどうかというふうに考えています。

また、7月から8月に移動することに伴って、残り2回のスケジュールを1か月ずつ後ろ倒しするというようになってしまいますところ、11月のスケジュールですが、12月になってしまいます。12月になってしまいますと、今後、相対契約がまさに本格化していくこととなりますので、ここはずらすことができないということとなりますので、11月を変えずに、3回のオークションを実施する。つまりは、1回目、2回目、3回目のオークションの間隔を若干短くしていくということでございます。

17 ページにイメージをお示しさせていただいておりますけれども、現在、このスケジュールで7月、9月、11月になっているものを8月、10月、11月で1.5か月おきぐらいに実施するということとしてはどうかというふうに考えているところでございます。

20 ページをお願いします。発電側課金の取扱いでございます。2024 年度以降、発電側課金が導入されるということになりますけれども、今申し上げましたように、8 月に、今回オークションを実施するという事になって、24 年度の発電側課金が、こちらがまだ公表されていない可能性があるところがございます、もちろん公表が決まっていれば、公表された額に基づいて、単価を選定していただくということが適切であるところでもありますけれども、それが厳しいという状況でありましたら、過去、監視委員会の制度設計専門会合で示された試算であります kW については 75 円、kWh については 0.25 円というものを参考として使用することとしてはどうかということでございます。

資料 5 につきましては以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○大橋座長

ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただいた資料 5 について、委員、オブザーバーの方からコメント等を自由にいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、國松オブザーバーからお願いします。

○國松オブザーバー

ありがとうございます。日本卸電力取引所の國松でございます。

BL に関しましては、これまでもいろいろ意見を申し上げてきたところがございます。本日、おまとめいただいているところがございますが、まず、順に発言させていただきたいと思っております。

長期商品、2 年間の商品というものが、世界的にもそういった商品が取引所取引である商品としてあり得るか。私は、1 年ごとに先の 1 年、3 年後の 1 年間とかという先物の商品があることは認識しておりますが、2 年間をまとめたような商品、これを取引所取引で扱っているということはないかと思っております。そういった商品については、先ほどの説明の中でもございましたけれども、相対で複数年間のものというのは取引されている。それでなければ、やはりできないからだということだと思っております。

一つは、これを取引所でやるときに、預託金に関しましては、かなりの額をお預かりしないと、これは受けられないです。預託金の負担を考えたときに、取引所もやる以上は、十分な確保をしておきたいと考えれば、預託金の額というのはかなり高くなるかと思っております。その中でやるのかというところでもありますので、かなり難しいことだと思っておりますし、それをしてまで、それを出してまでも、したい事業者がいるかというところは考えようかと思っております。

また、価格に関しまして、案①、案②のところ、事後調整をするから大丈夫かというところでもありますけれども、BL の価格というものの算出においても、やはり電源構成がどうなるのかというのは変わります。それを都度反映させていくというのもおかしな話ですから、年ごとに電源構成がどうなるのかというところで見ながら、供出義務者というのは計算を行っていくわけですが、それを 2 年間固定していくとすれば、どうしても電源構成

に関しましては、安定のほうを取る。原子力の稼働については、稼働できない場合のことを考えた形になると思われます。ですから、電源構成のところでのリスクというものを見られる話になります。

そういった商品は、本当にこれはニーズがあるのか、誰の意見でこの2年間の商品というものが議論されているのか、分かりません。2年間の商品の取引をしろというのは、何をもって、これはこけるというか、やっても、私は、ほぼほぼ取引は出来上がらないと。出来上がらない取引をしろというもおかしな話かなというように思います。

2年間という長期商品に関しましては、取引所を運営している中で見ますと、明らかにこれは取引所取引にはそぐわないものであるということ意見をとして申し上げさせていただきます。

事後調整スキームに関しては、これまでも意見を言わせていただいておりますが、今回、新電力ですね。供出義務者以外のものに対しては、事後調整単価というものを平均を与えるということでございます。10ページでございますね。新電力の事後調整単価についてはと。

独自に算定を認めるというか、これは、そもそも事後調整単価が必要なのか。彼らは何の電源を出しているのか。それも分かりませんし、BL市場というのはBL電源を出さなきゃいけない市場ではないので、なぜこれを強引に当てに行くのかというのは分かりません。

そもそも事後調整スキームを考え始めたというところでは、供出上限価格というものが適当なんだけれども、高過ぎるという意見から始まったものと認識しております。であれば、供出上限価格で入札をする供出義務者の部分、その入札にだけ、この事後調整というものがついて。供出義務者であっても、供出上限価格よりも下で入札する分につきましては、それは事後調整単価というものは不要かと思えます。

ましてや、供出義務者ではない新電力の入札について、事後調整というものを置く必要というものはないかと思えます。供出義務者の供出上限価格での入札に対してのみ、この事後調整というものを入札に入れるとすれば、その部分が約定する可能性もかなり減るわけでございますし、それであれば対応可能かというように思います。

何にしましても、この事後調整というものをなぜ必要になったのか、なぜ議論しているのかということを考えれば、あくまでも供出上限価格が高過ぎたというところに起因するのであれば、そこだけこのメカニズムを入れて抑えるという仕組みでいいのかと思えます。

この事後調整というものを制度的な、一般的なルールとするというのは、取引所取引では決して似合うものではない。あくまでも暫定的なというか、本当に一時的なものかというように思いますので、ましてや現在の石炭価格の動向を見る中において、昨年度のような、いたずらなリスク含みということが考えられるかという、それは考えられないかと思えます。今は上り途中でもない状態ですから、そういう市場状況であれば、もう一年見るというものは全くもって問題ないのかなと思えます。

端的に申せば、昨年度と同じようにやることによって、やっても、それは混乱もなく、スムーズにいくのではないかと思えます。そのやり方を変えるということであれば、私どもも

それを運営しなければならないといいますが、準備的な時間ではしっかりと用意をさせていただきたいと思いますので、そこはよろしく願いいたします。やるにしてもすぐにできるかという、今の案の中ではすぐにできるものではありません。

あと、スケジュールに関してですけれども、容量市場の追加オークションを見た後にやるということにつきましては、もちろんですけれども、賛成でございます。

そもそもオークションを3回やるということがナンセンスで、シングルプライスオークションにおいて、何か当たりをつけながら3回やるというのも、もともとこの3回というのを決めたときも、反対を申し上げさせていただきました。そうしますと、その1回をずらして、3回を近づけて、オークションを何回もとんとんやるということは、その効果というのは分からないです。

探るということをオークションでやるのかというと、探るのであれば、これはもうざら場でやってきたほうがよほど賢いかというように思います。値探りをするというのであれば、ざら場のほうが合ってくるんだと思います。

そういう中では、この2か月を1.5か月、1.5か月に減らすのではなくて、1回のオークションだけではやはり怖いという意見があれば、2回のオークションにする。7月を削って、9、11月でやるというほうがすっきりするのではないかと思います。

あと、発電側課金に関しましては、おまとめいただいたとおりがなと思います。

何にしましても、入札価格、シングルプライスオークションで約定するという中で、売り側がどう価格を入れてくるのかというのは、いろんなことが考えられると思います。入札価格で約定するわけではありませんので、高めに出来ます。そういったことを考えていただければ、供出上限価格の考え方には、これを入れるというのであれば納得でございます。

長くなりましたが、以上です。

○大橋座長

ありがとうございました。

続いて、松村委員、お願いします。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○大橋座長

はい。

○松村委員

発言します。今までの議論というのを適切にまとめていただいたと思います。事務局の提案を全て支持します。

それで、もともと監視等委員会から上がってきたというか、返されたものに比べて、規律が効きにくくなったのではないかと前回は発言しました。でも、そのまま監視等委員会に返すという格好になったのですが、私はまだ懸念しています。

今、國松オブザーバーから、石炭価格がこんなに落ち着いているのだから、そんなにむち

やな価格など入れるはずがないというのは、私はとても期待はしています。はずはないなどとはとても思わないので。可能性はあるから、十分注視してほしいと思っています。

したがって、もしこの整理だとすると、監視等委員会に返されるということになるわけですが、監視等委員会の議論で、ぜひ検討していただきたい点があります。

もし仮にリスクというのを前年度と同じように織り込むという事業者が出てきて、足元の価格そのものの石炭価格を反映したもの、あるいは先物価格を反映したというものを入れてくるというのであれば、自然だと思うのですが、それにプレミアムを乗っけて応札したというようなところについては、適正なのかどうかというのはきちんと見るということをしていただきたいし、その過程で、ぜひ監視等委員会のほうとしても、黒であればもちろんそうなのですが、ガイドライン違反とは断言はできないけれども、その可能性がかなりあり、ちゃんと議論しなければいけないという案件、つまり今言ったような件というのがもし万が一出てきたら、今までのようなやり方ではなく、個社名を明らかにした上で、こういう入れ方をしたところがありましたということを、ぜひ議論の場で示していただきたい。

個社名を挙げるということをする、[「取引」の件 \(1:44:30\)](#) だとかと言って騒ぐ人もいるかもしれませんが、単にリスクの織り込み方というのだけということだし、それから、個社名が明らかにならないと、なぜそんなやり方をしたのかということ、その個社が説明する機会というのもとても難しくなるということだと思います。正しいと思ってやっているのだから、それを堂々と公開の席で、自分たちがどう正しいのかということの説明すればよいと思いますので、ぜひそのような織り込みというのをした場合には、個社名を挙げて、妥当性というのを議論するというのをぜひ検討していただきたい。

それから、長期商品については、國松オブザーバーがおっしゃったとおり、あまり例のない、取引所取引としてあまり例のないものだ。相対取引のほうが本来望ましいというのは、全くそのとおりだと思います。

内外無差別の相対取引というのは十分発達し、このような長期商品というのも合理的に供給され、その結果として、新電力として、売手のほうとしても、そちらで契約するほうがはるかに合理的で、その結果としてB L 電源市場における長期商品のニーズがなくなるという結果として取引が低迷するというのは、それはそれで私は望ましいことだと思います。

ただ、足元はそうっていないということを前提とし、長期の必要性というのに対して、エネ庁も並々ならぬ問題意識を持っていて、だから、こういう格好できちんと整理するというようなこと、ある種の参照というようなものというので、お互いもそれよりもよいものというのは相対取引で、本当に内外無差別でつくっていくというのをつくる、その一つの出発点としても、有効に機能する可能性はあると思いますし、その意欲というのを示すというような意味でも意味のあることだと思います。

國松オブザーバーがご指摘になったとおり、本当に相対取引というのが発達し、その結果として市場参加者のニーズがなくなるというのは、ネガティブに評価する必要はないと思いますが、本当にそのようになるように、各レイヤーは十分努力していかなければいけない

と思います。

以上です。

○大橋座長

ありがとうございました。

ほかにご意見、コメント等、あるいはご質問等はございますでしょうか。

小鶴オブザーバー、お願いします。

○小鶴オブザーバー

私からは長期商品の取引価格について、今回、案①ということで見直しを行わないということには賛同させていただきます。

昨年度のオークションにおいては、燃料価格想定が過度に盛られた結果、約定量が極めて少なくなるといったことが起きておりますので、今回、応札額として見積もられる固定費につきましても、過度にならないように監視のほどをまたお願いできればと思います。

次に、事後調整単価の公開方法についてですけれども、買手としましては、調整単価が幾らになるというので購入する、しないというのを判断することになりますので、この二つの案の中では、調整単価の幅がある程度想定できる案②のほうが、私どもも望ましいと考えております。

その場合、2社以下の場合、最高単価を開示しないというふうになっておりますけれども、ここについては、実際の調整単価が平均単価と大きく乖離する可能性もございますので、結果としてできないというのもあり得ますので、2社以下の場合でありましても、最低、最高の調整単価を開示する方向でご検討いただけますと幸いです。

以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございました。

続いて、新川オブザーバー、お願いします。

○新川オブザーバー

新川でございます。ありがとうございます。

まず、発電側課金の扱いにつきまして、B L市場における発電側課金の扱いとして、課金単価が公表されるまでの間におけるオークションについては、過去に試算した課金単価水準を参考とするということであって、事務局案は妥当と考えております。

なお、スポット市場などのその他の市場等におきます発電側課金の単価の在り方につきましては、監視等制度設計専門会合において議論する予定としております。

それから、松村委員からご指摘をいただきましたB L市場の事後検証につきましては、これまでも監視等委員会において実証してきておりますが、今後についても各オークション後に大規模発電事業者が燃料比の変動リスクをどのように織り込んでいたか確認を行うとともに、仮に変動リスクを過大に織り込む事業者がいた場合には、ご指摘いただいたような方法も含めて対応を検討して、しっかりと監視をしていきたいというふうに思っております。

す。

以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございました。

そのほか、ご意見はどうでしょうか。

小川オブザーバー、お願いします。

○小川オブザーバー

ありがとうございます。関西電力の小川でございます。

私からは3点申し上げたいんですが、まず、論点1ですけれども、長期商品の取引価格でございます。今回、案②を採用するということではありますが、これは、今回、発電事業者が自らこの運転計画、あるいは修繕計画、他市場収益の見通し、こういったものを自ら合理的、客観的に算定させていただくという前提であれば、案①とするという方向でもやむを得ないというふうに考えております。

それから、論点3、11 ページのところでございます。事後調整単価の計算方法についてでございます。これは、今回、受渡しには、受け渡すときの3～5か月前の全日本通関統計価格を参照することが妥当ではないかという方向性をお示しいただいております。

本来、燃料費調整制度は、長期的に収入と費用が均衡するメカニズムになっていると。そういう仕組みであるということだと思っておりますけれども、B L市場の商品は、これは先ほどありましたように、年度単位、あるいは年単位の取引というふうになっていますので、市況の変動が大きいときなど、やはり約定量もそれに引っ張られて大きく変動する傾向があるんじゃないかというふうに思います。その結果、収入と費用が結果として均衡しないようなケースもあり得ると思います。

したがって、今回、事務局案で進めていただくということですが、実際にこれやってみまして、収入と費用の状況に著しい乖離が残るようなケースが出てくるようであれば、やはり今後改めて参照月や受渡月を近づけるとか、あるいは自己的な生産仕組みなどを改めてご検討いただければというふうに思います。

それから、論点6の発電側課金のところでございます。20 ページでございます。5ポツ目のところですが、2024年度の発電側課金の課金単価が定まらなかった場合においては、過去に制度設計専門会合において試算された単価を参考として使用することにはどうかというふうな記載があります。

これについては、課金単価は公表されるタイミングがありますので、その間の暫定的な取扱いというふうに理解しておりますけれども、この制度設計専門会合で過去に示されましたkWh課金の単価は、2015年度の全10社の費用を使って、粗い計算を行ったものであると注記、資料に記載されておりますので、これは今年度、実際の課金単価が出てきた段階で、乖離が大きい場合に、これはどういう乖離かによりますけれども、発電事業者、小売事業者、いずれにも過不足が生じるリスクがあるのかなというふうに思っております。

したがいまして、過去の専門会合で試算された単価と、実際の課金単価、この間で乖離が大きい場合につきましては、やはり事後的に精算するというようなことも検討いただければと思います。

以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。はい。

様々コメントをいただきましたので、事務局からもし何かプライ等がありましたら、いただけますでしょうか。

○事務局

本日もオブザーバー様、皆様の貴重なご意見をありがとうございます。

國松オブザーバーのほうからも、なかなか2年商品というものがオークション、市場取引にはなじまないのではないかとのご指摘をいただいたところであります。

今回、導入を検討している背景でございますけれども、BL市場というのは、そもそも新電力の電源のアクセス環境を改善していくという目的のものでございまして、そういう観点で申し上げますと、現在、我々エネ庁のほうで行ったアンケートでも、小売事業者は1年超の卸取引を受けたいというニーズが、自分たちの販売電力量の50%程度あることが望ましいというアンケートもあるところでございまして、現在のBLだけでは成り立たない。

もちろんこのBL取引で、そういった全ての電源の調達を満たすということではなく、相対取引がベースになっていくということではありますけれども、とはいえ、やはり相対取引においても、こうした1年超の取引というのがほとんど行われていないというような状況の中で、先ほど申し上げましたように、電源へのアクセス環境をどう改善していくのかという観点で、可能な方法を模索しているという中で、今回ご提示をさせていただいているような2年商品というものになっているということでございます。

したがいまして、こちら一つの新試みというところでもございますし、今後もその結果も踏まえて、適切に検証を行って、見直しを行うことも必要になるというふうに考えているところでございます。

また、調整単価の在り方につきまして、供出義務者のみでもというご意見もいただいたところでございますけれども、やはりこちらは1年ものだけではなくて、2年ものもこうした調整単価を適用することになるところであります。

そうした観点では、1年ものであれば、固定のものも選べるということにはなりますけれども、2年ものはやはり調整単価がつくものになりますので、そうしたものに新電力の卸が入っていけないということになりますと、市場全体の活性化という観点にとってはマイナスという側面もあるのかなと思っております。一方で、自由に独自の算定によるデメリットをいかに配慮していくのかという観点で、今回のような加重平均単価という方法を使いながら、新しい手法にチャレンジしていきたいというふうに考えているところでござい

ます。

また、最後、小川オブザーバーのほうからもいただきましたけれども、発電側課金につきましては、現在、これはあくまでも試算値ということで、もしこれが第1回のオークションの時点で、24年度の発電側課金がセットされていなければ、この試算値を採用するということになるわけでございますけれども、別にこれは発電側課金に限らず、あらゆるものというのは、ある種の想定という中で費用を見込んでいくということになりますので、もちろんぴったり一致するというのではなく、いずれの費用もそうした差異というのは認められ得るものだとは思っておりますけれども、一方で、その乖離幅が大きくなるということになりましたら、何らかの検討ということも必要になるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございました。

BL市場、これは累次にわたって議論させていただいたところでありますが、本日も様々なご意見をいただきました。

長期商品についても一定のニーズがあるということではあるものの、こうした取引の中で、ほかの市場参加者にリスクを負担させるわけにも恐らく行かないので、そうした中で、どういうふうな制度設計があるべきかということについて、様々ご指摘を賜ったのかなと思っております。

事務局においては、本日の様々なご意見を踏まえて、これは取りまとめにも向かっていかなきゃいけないところでもありますので、その作業を進めていただくということで、お願いできればと思います。ありがとうございました。

それでは、最後のトピックになります。これは議題4の非化石価値取引ということで、事務局から資料6をご用意いただいておりますので、ご説明のほうをまずはお願いできればと思います。

○事務局

それでは、お手元の資料6、高度化法義務達成市場についてをご覧いただければと思います。電力基盤課長の**カガリ(1:59:18)**です。

本日はご報告という位置づけになります。高度化法義務達成市場につきましては、前回のオークションで需給に大きな乖離が出ているというところで、それへの対応についてご議論いただきました。

今般、2022年度、最終オークションの結果がまとまりましたので、3ページにご紹介しております。3月から4月にかけてご議論いただいたときには、アンケート結果をお示しして、かなり供給量が絞られるのではないかと。20億kWhあまりしかない。一方、需要のほうは相当量見込まれるという形で対応についてご議論いただきました。

今週、一昨日、昨日と約定された結果でありますけれども、最終的には、再エネ指定と再

エネ指定なしと合わせて、20 億 kWh あまりと。そして、約定価格は上限の 1.3 円と決まったというところでもあります。

これを踏まえまして、小売事業者は今後、22 年度の最終的なところについてご報告いただく、夏頃になりますけれども、その結果を踏まえまして、対応の未達のところにつきまして、その要因などをしっかりと伺いした上で、既にご議論いただいたところでの対応をしていきたいというふうに考えております。

以上がオークション結果のご報告です。

あわせて、既にご議論いただいたところについての、その後についての簡単なご報告になります。

まずは、5 ページになります。22 年度の反省を踏まえまして、今後は 23 年度以降、証書の需給状況というのを的確に把握して、しっかりと構造をお伝えしていくということにしております。その際に、需給状況の把握方法の一つとしまして、卸電力取引所の口座確認、これを活用できないかというところでお示ししておりましたけれども、なかなか実務的な課題も大きいということが分かりましたので、2. になりますけれども、事業者アンケートというのを基本にしつつ、発受電月報を活用するという形で需給状況の把握をしていきたいというふうに考えております。

卸電力取引所の口座確認の課題ということでは、7 ページ目に簡単にまとめております。現在は年に 1 回の最終期限までには、ここでの口座登録ということで、その状況を四半期ごと、もう少し細やかに確認していければということも考えておりましたけれども、三つ目、四つ目の辺りに書いてありますけれども、年度の途中段階での登録というのが難しいところがあるというところ、そういう対応ができる事業者ももちろんありますけれども、なかなかできる事業者、できない事業者があるという中では、現行の形での年に 1 回というところではなかなか対応が難しいというところがありましたので、従来とある意味同様にはなるかもしれません。今後もアンケートを活用しながらというふうに考えているというのが 1 点目であります。

また、2 点目、需給逼迫時の義務履行代替というところにつきましても、11 ページから 12 ページ目、特にタイミングのところにつきましても、今回でいいますと、第 3 回オークションの後に、最終オークション前に次期需給最終オークションがどのようになるかというのは見えてきたところではありまして、こういった点は基本同じように考えているところではあります。

義務の代替手段としましては、FIT 証書で代替するというところをお示ししておりますけれども、13 ページに需給のところ、現状は FIT 証書がかなり供給のほうが多いということ。今回の高度化法でいいますと、会員のほうは 160 や 170 億 kWh という中で最終的な約定が 20 kWh ということで、かなり大きな百数十億 kWh という異例の買いが多いということでの調査というのが生じております。

今後はこのようなことがないようにということでもありますけれども、仮にそういうこと

があった場合にも、現状のF I T証書の需給バランスでいえば、その分は十分カバーできるというところであります。

他方、今後というところでいいますと、F I T証書につきましては、会員のほうも着実に伸びているところではありますので、あくまでラストリゾートという位置づけでの念のための確認ということになります。

最後、もう一つ、参考資料ということでご用意しております。こちらは非化石証書と直接の関係はないところでありますけれども、CO₂の排出係数というところで誤算定があり、幅広い小売事業者の方々に影響し得るという意味でご報告させていただくものであります。

1ページ目にありますけれども、令和4年と冒頭にあります、こちらはすみません。令和5年、今年の1月に公表された排出係数で、一部算定誤りがありましたというところではあります。

こちらは今後、四つ目のポツにありますけれども、7月に予定している報告に影響を与える可能性があるということ、これは幅広い事業者の方に影響し得るということでもありますので、この場をお借りしてご説明しつつ、具体的などころについては小売事業者から周知をしていただくということを考えております。こちらのご報告になります。

事務局からは以上です。

○大橋座長

ありがとうございました。

ただいまの資料はご報告ということで、資料6については高度化法義務達成市場について、第一フェーズの最終オークションの結果のご報告及び第二フェーズ以降についての需給逼迫における対応策2点ということでご説明をいただきました。

また、参考資料のご説明もいただいたということで、これは排出係数の誤算定の事象ということでありました。

もし本件についてご質問がありましたら、いただければと思います。

それでは、辻委員、お願いいたします。

○辻委員

ご説明ありがとうございました。

代替手段について一つ確認させていただきたいと思います。前回議論した報告に沿って詳細を固めていただいたということで、おおよその方向性というか、議論するのではないかと思うのですが、この発動のタイミング条件のところを見ますと、第3回のオークションのところで合理的な価格で入札していたと、それで第4回のところで、不確かなところでもう売り切れになってしまうということがもう見えている場合に、非F I T証書の上限価格以上で、F I T証書を調達するという段取りで記載いただいていますけれども、この資料からだ、第4回にまだ少し売り札が残っていたとして、この売り札に対してちゃんと約定が決まるかどうかというところが一応まだ見えないような気がいたしまして、要するに第4回の最終回のときに、非F I Tのほうの市場が先にあって、その後、F I Tのほうの市

場だという順番だと理解していますけれども、非F I T証書のほうに入札した上で、やはり約定できなかったときに、F I Tの市場のほうで約定するという、そういう段階を踏むようになっていると、非F I Tのほうの証書が全量確実に出てきたものは約定したというのがあった上で、F I T証書で残りを補うという関係になるのかなと思ひまして、一応その点だけ問題がないかどうかということを確認させていただければと思います。

以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。

続いて、石坂委員、お願いします。オブザーバーですね。失礼しました。

○石坂オブザーバー

よろしいですか。

○大橋座長

はい。

○石坂オブザーバー

この資料6については報告事項ということで、それに発言するのもあれかなと思ったんですけど、感じたことだけをちょっと述べさせていただきたいと思います。

先ほどの辻委員のコメントに関連することなんですけれども、この資料の12の発動タイミング・条件のところ、4ポツに必要な調達量を最終のオークションで合理的な価格で入札することを条件とするとあって、これは必要なことだと思うんですけれども、もしこれが条件になるならば、4月に発動有無を事前に決めておくということが本当に必要なのだろうかと思ったと。

なぜかといいますと、先ほど辻委員がおっしゃったとおりで、ノンF I Tのオークションの後にF I Tが開催されて、市場参加者はノンF I Tの市場で、自分たちが必要な調達量を買切れなかったというのを認知してから、F I T証書のオークションに買いに行くことができるので、これはもうノンF I Tの市場で売り切れが発生したことをもって、自動発動すればそれでいいんじゃないかというふうに思ったという次第です。

以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。

続いて、加藤オブザーバーの代理で森様、いかがでしょうか。

○森（加藤オブザーバー）代理

ありがとうございます。電源開発の森でございます。

私のほうからは、参考資料の排出係数の誤算定につきまして、一言おわびをさせていただきますと存じます。

今般、弊社のCO₂排出量の算定誤りというのがございまして、受電各社様の排出係数に加えて、全国平均係数までも修正されるということとなりまして、関係者の皆様には多大な

ご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。

弊社としまして、本件は非常に重く受け止めておりまして、原因究明と再発防止を徹底していくという所存でございます。

今後は、エネ庁様、関係する皆様のご指導を仰ぎながら、適切に対応してまいります。

改めまして、関係者の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。

以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございます。

続いて、國松オブザーバー、お願いします。

○國松オブザーバー

日本卸電力取引所の國松でございます。

本日のご議論の中で、私どもの口座管理のところの課題というのを挙げていただいております。まさに現在の私どもの管理システムでは、その時点、時点の量というのは明確にはすぐには取れないというのを抱え持っております。これに関しましては、速やかにシステムというのをつくっていき、随時リアルタイムに、今どの社がどれだけ持っているというのをご報告申し上げられるように改善していきたいと思っております。1年程度でできようかと思っておりますので、申し訳ございませんが、しばらくお待ちいただきたいというように思います。

ただ、そこで、それまでに移転しなければいけないのというのと、四半期ごとの確認というものは別かと思っております。

量の確認に関しましては1か月ごとでもすぐに量が確認できるようにシステムというのはつくっていきたく思っておりますので、それまでお待ちいただければと思います。

別ですが、FITの非化石証書で代替するということでおまとめいただいております。一番最後の価格の部分が大事かと思っております。非FIT証書の上限価格以上でFITの証書を買うということで、これで必要以上に非FIT、非化石証書がいたずらに高くなるというか、相対のほうで高くされるということが防止できる。ですので、売手はずっと市場にも出さずに持っておいて、2円だったら売るよとかという話が出てこないこととなりますので、これは非常にいいことかと思っております。

発動のところに関しましては、石坂オブザーバーがおっしゃられたとおりのところでありまして、やっぱり何らかの発表はすべきなのかなと思います。その発表のタイミングというのはどこでしていくのかというところは難しい、もう少し詰めなければならない点があるかと思っておりますけれども、発表の必要性はあろうかとは思っております。

以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。

新川オブザーバー、お願いします。

○新川オブザーバー

新川でございます。ありがとうございます。

第4回オークション結果はただいまご説明がございましたが、第3回と比較をしますと、売り入札は増加したものの、限定的で、約定価格は第3回同様、上限に張り付いたという状態だったと理解しております。

今後、第4回オークションの監視と、年1回行うこととしております内部取引及び相対取引の監視を通して、売り惜しみや価格つり上げ等の不適切な取引のみを検証してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございます。

以上で、委員、オブザーバーの方からのご質問はいただけたと思っています。

もし事務局のほうから何かあれば。

○事務局

ご意見をありがとうございました。

辻委員、それから、石坂オブザーバーからいただきました点、まず、発動につきましては、辻委員からコメントがあったとおりでありまして、非F I Tのほうが先でありますので、そういった中で、自動発動というお話がありました。

これは、売り切れになったらというところでありますけれども、まず、これは制度的にF I T証書での代替ということ自体がある意味、ちょっと例外的なものになりますので、そこがマーケットで売り切れたら、そこに代替措置が適用ということではなく、そこは事前にしっかりと関係者に周知で、これは恐らく市場の価格形成にも影響してくるかなとも思っています、そこは明確にした上で、最終オークションに臨むという形にしたいと思っておりますが。

繰り返しになりますけれども、これはもう本当に例外的な、22年度は3年間の一番最後ということで生じてしまいました。そういった意味では、今回、こういった仕組みをご用意いたしますけれども、こういうことがないようにということで、年度途中の需給の的確な把握、それから、そもそもでいいますと、需給のところは供給に少し余裕を持たせる形での目標設定を行っておりますけれども、こういった点をしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

事務局からは以上です。

○大橋座長

ありがとうございました。

それでは、ただいまのはご報告ということですので、引き続き制度を含めて、また誤算定については今後も遺漏なきよう、ぜひよろしく願いいたします。

以上、本日ご用意させていただいた四つの議題は全て終了させていただいたところです。

けれども、もし全体を通じてご意見があるようでしたら、いただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、小鶴オブザーバー、お願いします。

○小鶴オブザーバー

先ほどのBLのところの事前公開のタイミングについて、14 ページのところですかね。すみません。実務的な観点で少しだけお願いでございまして、調整単価の開示を入札開始ぎりぎりまでという形で見えるんですけど、入札に当たっては、こちらを参考にして判断いたしますので、できるだけ早く前倒しで開示していただくようにちょっとお願いできればと。実務的な観点で、以上、お願いでございまして。

○大橋座長

一応ご意見として承りました。ありがとうございます。

もし以上で、ないようでしたら、これにて会議のほうを終了とさせていただきます。

本日も朝早くから、長丁場で、活発にご意見をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、終了といたします。お疲れさまでした。